

審 査 基 準

平成 2 0 年 3 月 1 7 日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 4 2 条第 3 項において準用する第 2 2 条第 5 項
処 分 の 概 要 : 機械警備業務管理者資格者証の書換え
原権者 (委任先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法施行規則第 6 3 条、第 4 3 条第 1 項 (機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1 4 日以内
申 請 先 : 申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部生活安全企画課 (0852-26-0110 内線3492)
備 考 :